

令和6年度与謝野町学童保育所管理運営業務委託に係る質疑応答

No.	該当項目	質問内容	回答
1	仕様書2ページ 2. 事業の実施場所	事業は、7ヵ所一括での契約となるでしょうか。 設置予定の内、数ヵ所での応募は可能でしょうか。	事業は7ヵ所一括での契約となります。分割しての契約は予定していません。
2	仕様書4ページ 9. 指導の体制	指導員等の採用にあたり、現在各クラブに勤務される方を雇用することは可能でしょうか。 また、可能であれば、何名程度が雇用可能でしょうか。	仕様書3ページ「4. 運営に関する基本的な事項」(6)にあるとおり、現在の与謝野町学童保育所指導員等のうち継続雇用希望者の雇用に努めていただきたいと思います。ただし、何名の方が継続して勤務いただけるかは、提示される採用条件等により指導員等が個々に判断されることになるため、不明です。
3	仕様書6ページ 18. 保険等の加入	「(1) 通常の保育活動に際して発生する児童の負傷等に対応するため、受託者は普通傷害保険に加入すること。」について	
		上記対応について	
		① 普通傷害保険の範囲もしくは指定がありますか。	加入する保険会社の指定はありませんが、福祉事業者総合補償制度「まごころワイド」の「Ⅱ-A活動従事者の傷害見舞金補償制度」「Ⅱ-B登録利用者の傷害見舞金補償制度」以上の保険内容とします。
② 普通傷害保険代について、保護者より徴収でよろしいですか。	保護者から別途徴収していませんので、必要額を委託費に含めてください。		
③ ②徴収は、与謝野町もしくは受託者ですか。	保護者からの保険料徴収は生じません。		

No.	該当項目	質問内容	回答
4	仕様書別表 2 事業費	「特別に配慮が必要な児童対応」について	
		上記対応について	
		① 指導員の配置に関して町の基準がありますか。	ありません。状況に応じて受託者と協議して決定します。
		② 令和5年度の配慮が必要な児童の人数とそれに伴う指導員配置実績を各学童保育所ごとにご教授下さい。	回答に配慮が必要な質問のため、直接、与謝野町教育委員会事務局社会教育課（電話番号：0772-43-9026）学童保育担当者まで電話ください。
③ 指導員を加配した場合は障がい児受入推進事業の対象となりますか。	基本的には、対象となります。		